

施設等利用給付認定に関する変更の申請、届出について（お知らせ）

施設等利用給付認定を受けた方へ、市への変更申請や届出の内容と手続きをご案内します。

1 変更申請、届出が必要となる場合

主に次の場合に、「認定変更申請書 兼 変更届」のほか、必要な書類の提出が必要です。

- (1) 認定区分の変更
- (2) 住所、氏名、世帯構成、連絡先等の変更
- (3) 保育の必要性の事由の変更（認定期間の変更）※新2号及び新3号認定のみ

「認定変更申請書 兼 変更届」の様式は、ご利用の施設から入手いただくか、市の公式ホームページからダウンロードしてお使いください。

2 手続きの内容

(1) 認定区分の変更

新1号認定を取得していた方が、保護者の就労に伴い新2号認定への変更を希望する場合などです。

提出する書類	◆認定変更申請書 兼 変更届(市指定様式) ◆変更を希望する認定区分の認定申請書(市指定様式) →新2号認定への変更を希望する場合は、保育の必要性の事由を証明する書類(就労証明書等)も提出してください。
提出時期	変更希望日の前日まで

(2) 住所、氏名、世帯構成、連絡先等の変更

保護者の婚姻、離婚、転居などにより保護者や子どもの住所、氏名、連絡先が変更となる場合などです。

提出する書類	◆認定変更申請書 兼 変更届(市指定様式)
提出時期	変更が明らかとなった日(転居が決まった日など)以降

(3) 保育の必要性の事由の変更（認定期間の変更）※新2号及び新3号認定のみ

仕事の状況が変わった、出産予定となったなど、保護者の日中の状況が変わる場合です。

特に産前産後や求職活動中などの理由で認定期間がお子様の小学校就学までの期間よりも短くなっている方は、就労や復職などで保育の必要性の事由が変更となった際は忘れずに手続きをお願いいたします。

提出する書類	◆認定変更申請書 兼 変更届(市指定様式) ◆変更後の保育の必要性の事由を証明する書類など →認定変更申請書 兼 変更届に記載されている案内に沿って御用意ください。
提出時期	変更希望日の前日まで

3 書類の提出先

当面、盛岡市子育てあんしん課あて郵送又は持参により提出する取扱いとさせていただきます。下記「問い合わせ先」まで提出ください。ただし、ご利用の施設から特に指示がある場合は、その指示に沿ってください。

4 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室

〒020-0882 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話:019-626-7553